

<市第 116 号議案関連資料>

**市第 116 号議案 横浜市手数料条例の一部改正（市民局関係部分）**

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料等を徴収するため、これらに関連する横浜市手数料条例（以下「条例」という。）の一部を改正します。

**1 改正法の概要**

**(1) 趣旨**

国民の利便性向上及び行政運営の効率化を図ります。

**(2) 施行日**

令和 6 年 3 月 1 日

**(3) 手数料を徴収する事務について**

**ア 戸籍謄本等の広域交付（戸籍法第120条の2第1項）**

本人や父母等の戸籍謄本等について、本籍地の市区町村でのみ発行可能でしたが、各市区町村の戸籍情報が法務省の戸籍情報連携システムと連携され、本籍地以外の市区町村の窓口でも交付が可能となります（「広域交付」）。

**イ 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の交付（戸籍法第120条の3第2項）**

パスポートの発給申請の際など、これまで市民の方が自ら取得した戸籍謄本等を添付する必要があった行政手続きにおいて、戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号（以下「識別符号」という。）を提出することで、戸籍謄本等の添付が不要となります。

なお、識別符号は本籍地のほか全国の市区町村窓口で交付が可能です。また、時期は未定ですが、今後マイナポータルを通じて発行することが可能となる予定です。

**ウ 届書等情報内容証明書の交付等（戸籍法第120条の6第1項）**

これまで戸籍届書等は紙で保管していましたが、改正法の施行に伴い画像データとしても保管することになります。

戸籍届書等に記載された内容を証明する際は、従来通り届書等の写しに認証して交付又は閲覧するほかに、データ保存された届書等の情報を印刷し、届書等情報内容証明書として交付又は閲覧することも可能となります。

## 2 条例の一部改正

### (1) 改正内容

改正法の施行に伴い手数料を徴収する事務について、関連する部分を改正します。戸籍法関係の手数料は条例第2条第6号から第11号までに規定しており、この部分の規定は、『地方公共団体の手数料の標準に関する政令（以下「政令」という。）』のとおり定めています。

改正法の施行に伴って令和5年12月に政令が改正されましたので、その内容に沿って条例を改正します。

#### 【改正内容の概要】

	証明書の種類	手数料額
広域交付	戸籍謄抄本（戸籍全部・個人事項証明書）	450 円
	除籍謄抄本（除籍全部・個人事項証明書）	750 円
識別符号	戸籍電子証明書提供用	400 円 <無料となる場合> ①マイナポータルによる発行 ②戸籍謄抄本（戸籍全部・個人事項証明書）と同時請求
	除籍電子証明書提供用	700 円 <無料となる場合> ①マイナポータルによる発行 ②除籍謄抄本（除籍全部・個人事項証明書）と同時請求
	届書等情報内容証明書の交付等	交付・閲覧：350 円

### (2) 施行日

改正法の施行の日である令和6年3月1日から施行します（戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第336号）により施行日は令和6年3月1日）。

【参考：条例改正案新旧対照表】

号数	現行	改正案
(6) 項目	戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第 120 条第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第 120 条第 1 項、 <u>第 120 条の 2 第 1 項</u> 若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料
単位	1 通につき	1 通につき
額	450 円	450 円

号数		現行	改正案
(7) の 2	項 目	(新設)	<u>戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成 12 年自治省令第 5 号）第 1 条の 2 に規定するものに限る。以下この号及び第 9 号の 2 において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行に係るもの及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行に係るものを除く。）</u>
	単 位	(新設)	<u>戸籍電子証明書提供用識別符号一件につき</u>
	額	(新設)	<u>400 円</u>

号数		現行	改正案
(8)	項目	戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定若しくは同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第 120 条第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</u>	戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定若しくは同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第 120 条第 1 項、 <u>第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく除籍証明書</u> の交付手数料
	単位	1 通につき	1 通につき
	額	750 円	750 円

号数		現行	改正案
(9) の 2	項 目	(新設)	<u>戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づき除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行に係るもの及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行に係るものを除く。）</u>
	単 位	(新設)	<u>除籍電子証明書提供用識別符号一件につき</u>
	額	(新設)	<u>700 円</u>

号数		現行	改正案
(10)	項目	戸籍法第 48 条第 1 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他区長が受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料	戸籍法第 48 条第 1 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書、同法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他区長が受理した書類に記載した事項又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料
	単位・額	1 通につき 350 円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき 1,400 円	1 通につき 350 円 ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき 1,400 円
(11)	項目	戸籍法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他区長が受理した書類の閲覧手数料	戸籍法第 48 条第 2 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他区長が受理した書類又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料
	単位	書類 1 件につき	書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件につき
	額	350 円	350 円